

来年、令和6年4月1日からは、医師にも時間外労働の上限規制が適用されるため、医療機関では、医師の働き方改革に向けたさまざまな取り組みが必要です。
そのキーワードについて、解説します。

医師の時間外労働の上限規制について

◇診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

※複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	全ての勤務医に対して原則的に適用される水準	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、本務以外の副業・兼業として他院に派遣される際に適用される水準	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療確保のため、長時間労働が必要な場合に適用される水準	1,860時間
C-1水準	臨床研修医・専攻医の研修のため、長時間労働が必要な場合に適用される水準	1,860時間
C-2水準	専攻医を卒業した医師の技能習得のため、長時間労働が必要な場合に適用される水準	1,860時間

宿日直許可について

◇宿直（当直）中の手待ち時間も、原則は労働時間になります。

◇医療機関が労働基準監督署による宿日直許可を受けている場合は、その宿日直に携わる時間は労働時間には含まれません。

◇許可の範囲で労働時間に関する規定の適用がなくなりますが、許可を受けた宿日直中に通常の勤務時間と同様の業務に従事する時間については、許可の効果
が及ばず、労働時間に関する規定が適用されます。

※和歌山県内病院の宿日直許可の取得状況（令和5年3月31日現在）

区分	取得済み	申請済み	署に相談中	申請準備中	計
件数	55	10	13	5	83
%	66.3	12.0	15.7	6.0	100

和歌山県医療勤務環境改善支援センター調べ

副業・兼業について

- ◇兼業・副業を行う医師については、「**自院での労働時間**」と医師からの自己申告等により把握した「**副業・兼業先での労働時間**」を**通算**する必要があります。
- ◇そのため、副業・兼業先の勤務予定と労働時間を把握するためのルール、報告様式等を整備する必要があります。

自己研鑽について

- ◇業務上必須でない行為を、自由な意思に基づき、所定労働時間外に、自ら申し出て、**上司の明示・黙示による指示なく行う時間**（**使用者の指揮命令下におかれていない時間**）については、在院して行う場合であっても、**一般的に労働時間に該当しません**。
- ◇自己研鑽を行うことについての医師の申し出と上司による確認のルールを整備する必要があります。

36協定について

- ◇「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく**労使協定（36協定）**の締結し、**労働基準監督署への届出**が必要です。
- ◇36協定で締結する時間外・休日労働は、**医師の勤務の実態に即した上限時間**（前年度の実績から大きく乖離していないこと）とする必要があります。

法定労働時間	【原則】 法律による上限	一般労働者	医師	
		法律による上限 【特別条項】	法律による上限 【特別条項】 A水準	法律による上限 【特別条項】 B・C水準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日8時間 ・ 1週40時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月45時間 ・ 年360時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数月平均80時間 ・ 月100時間未満 ・ 年720時間 	年960時間以下	年1,860時間以下

3月・4月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 14件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします